許可番号　第　０２５０１１８８６０９　号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　大阪府茨木市横江一丁目21番35号

氏　　名　　水月運輸株式会社
代表取締役 藤本英之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事　三日月大造

許可の年　月　日　令和　２年　８月　５日

許可の有効年月日　令和　７年　８月　４日

１．事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業
産業廃棄物の種類
汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 13項目）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

３．許可の条件

「なし」

４．許可の更新又は変更の状況

令和　２年　８月　５日　新規許可

５．積替え許可の有無　　無
市名　　－　　許可番号　　－

６．規則第９条の２第６項の規定による許可証の提出の有無　　無

滋賀県指令廃第　784 号

大阪府茨木市横江一丁目21番35号

水月運輸株式会社

令和　2 年　7 月 16 日付けで申請のありました産業廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第１４条第１項の規定により、次のとおり許可します。

令和　2 年(2020年)　8 月　5 日

滋賀県知事　三日月大造

１．許可業種

収集運搬業（積替えのための保管を除く）

２．産業廃棄物の種類

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 13項目）

３．許可期限または条件

許可期限は令和 7年(2025年) 8月 4日までとします。

教示事項

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。